

医療従事者搬送計画（案）

令和5年 月

目次

1	勤務医の搬送に係る計画	1
(1)	要旨	1
(2)	対象者	1
(3)	参集拠点	1
(4)	勤務医搬送の手順	3
(5)	県保健医療調整本部の活動概要	5
(6)	県保健医療調整支部の活動概要	5
(7)	市町村災害対策本部の活動概要	6
(8)	医療機関の活動概要	6
2	医療支援チーム（救護班）の搬送に係る計画	7
(1)	要旨	7
(2)	対象者	7
(3)	参集拠点	8
(4)	医療支援チーム（救護班）の派遣手順	10
(5)	県保健医療調整本部の活動概要	13
(6)	県保健医療調整支部の活動概要	14
(7)	市町村災害対策本部の活動概要	14
(8)	医療支援チーム（救護班）登録者の所属医療機関の活動概要	15
(9)	資機材	15
(10)	活動に係る費用弁償	16
(11)	補償	16

1 勤務医の搬送に係る計画

(1) 要旨

本県の医師の中には、高知市を中心とした中央部に居住し、そこから地域の医療機関に通勤している方が多く、夜間や休日に災害が発生した場合、地域の医師が不在となる懸念があります。地域において迅速に医療救護活動を開始するためには、中央部に居住している医師を、速やかに勤務先の医療機関へ搬送する必要があります。

このため、県は、道路の寸断等により自力で勤務先へ向かうことが困難な医師の搬送を実施します。

(2) 対象者

勤務医の搬送に係る計画における対象者は、県中央部（高知市、南国市、いの町）に居住し、災害発生時にその他の地域にある勤務先の医療機関（災害拠点病院及び救護病院）に自力で参集することが困難な医師とします。

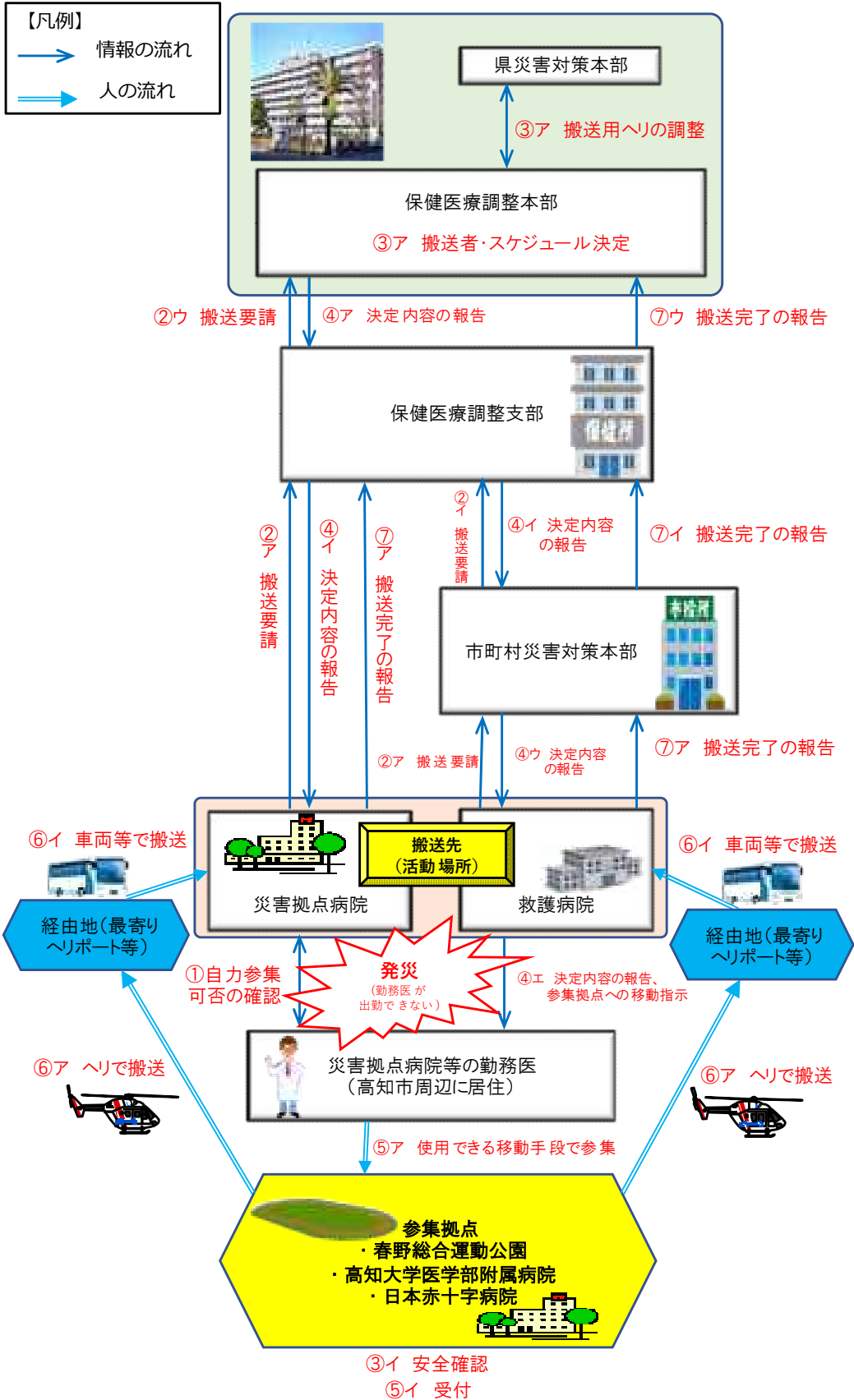
(3) 参集拠点

本計画で使用する参集拠点は次のとおりです。

【使用する参集拠点】

施設名		所在地
災害拠点病院	高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮
	高知赤十字病院	高知市秦南町 1-4-63-11
総合防災拠点	春野総合運動公園	高知市春野町芳原 2485

【勤務医搬送の流れ】



(4) 勤務医搬送の手順

① 自力参集可否の確認

ア 医療機関は、自施設の医師の安否及び自力での参集可否を確認します。

② 搬送要請

ア 医療機関は、自施設に自力での参集が困難な医師がいる場合には、県保健医療調整支部（災害拠点病院の場合）若しくは市町村災害対策本部（救護病院の場合）に医師の搬送要請を行います。

イ 市町村災害対策本部は、管内の救護病院から勤務医の搬送要請を受けたとき、管轄する県保健医療調整支部に搬送要請を行います。

ウ 県保健医療調整支部は、管内の災害拠点病院又は市町村災害対策本部から勤務医の搬送要請を受けたときは、支部内の状況を概観し、取りまとめたうえで県保健医療調整本部に搬送要請を行います。

③ 搬送調整・搬送決定

ア 県保健医療調整本部は、県保健医療調整支部から搬送要請を受けたときは、県災害対策本部と搬送用ヘリコプターの調整を行ったうえで搬送者、参集拠点及び搬送スケジュールを決定します。

イ また、各参集拠点の担当者（県災害対策支部拠点運営班等）は、参集拠点の安全確認を行います。

④ 搬送スケジュールの報告

ア 県保健医療調整本部は、搬送決定内容を県保健医療調整支部に報告します。

イ 県保健医療調整本部から搬送決定の報告を受けた県保健医療調整支部は、要請元（災害拠点病院若しくは市町村災害対策本部）に搬送決定内容を報告します。

ウ 県保健医療調整支部から搬送決定の報告を受けた市町村災害対策本部は、要請元の救護病院に搬送決定内容を報告します。

エ 搬送決定の報告を受けた医療機関は、搬送対象の医師に対して搬送決定内容を伝達し、指定された参集拠点に向かうよう指示します。

⑤ 参集拠点への参集

- ア 搬送対象となった医師は、指定された参集拠点へ移動します。このとき、医師は自身で使用できる移動手段を用いて参集します。
- イ 参集拠点へ到着した医師は、待機している各参集拠点の担当者の受付を済ませます。

⑥ 医療機関への搬送

- ア 参集拠点に参集した搬送対象医師は、あらかじめ搬送スケジュールで決められた出発時間にヘリに搭乗し、参集拠点を出発します。
- イ 自施設の最寄りのヘリポートから陸路での移動が必要な場合には、要請元の医療機関が車両等を確保し、対象医師を施設まで搬送します。ただし、医療機関において車両の確保が困難な場合は、管轄する市町村災害対策本部又は県保健医療調整支部と調整を行います。

⑦ 医療機関到着の報告

- ア 搬送対象の医師が自施設へ到着後、医療機関は、県保健医療調整支部（災害拠点病院の場合）若しくは市町村災害対策本部（救護病院の場合）に勤務医搬送の完了を報告します。
- イ 市町村災害対策本部は、管内の救護病院から勤務医搬送完了の報告を受けたときは、管轄する県保健医療調整支部に勤務医搬送の完了を報告します。
- ウ 県保健医療調整支部は、管内の災害拠点病院又は市町村災害対策本部から勤務医搬送完了の報告を受けたときは、県保健医療調整本部に勤務医搬送の完了を報告します。

(5) 県保健医療調整本部の活動概要

県保健医療調整本部は、大規模災害発生時、以下の手順により勤務医の搬送に係る連絡調整を行います。

ア 平時

- a 県は、平時から制度について周知を図り、勤務医の搬送について所属医療機関を通じて登録の申請があったときは、名簿に登録し、所属医療機関に登録した旨を通知します。
- b 県は、登録者をリスト化し情報管理を行うとともにリスト化した情報を県医師会及び各保健医療調整支部並びに各市町村と共有します。
- c 県は、毎年度当初に登録者及び登録者の所属医療機関に対して登録継続の意思と登録内容変更の有無を確認し、必要に応じてリストを更新します。

イ 災害発生時

- a 保健医療調整支部から勤務医の搬送要請を受けたときは、搬送要請の取りまとめを行い、県災害対策本部と搬送用ヘリコプターの調整を行います。
- b 搬送用ヘリコプターの確保ができれば、県保健医療調整支部へ搬送スケジュール、参集拠点、搬送先のヘリポート等必要事項を報告し、医師を参集拠点へ向かわせるよう指示します。

(6) 県保健医療調整支部の活動概要

県保健医療調整支部は、大規模災害発生時、以下の手順により勤務医の搬送に係る連絡調整を行います。

ア 平時

制度の周知に努めるとともに、登録者リストを把握します。

イ 災害発生時

- a 管内の災害拠点病院又は市町村災害対策本部から勤務医の搬送要請を受けたときは、支部内の状況を概観し、取りまとめたうえで県保健医療調整本部に搬送要請を行います。
- b 県保健医療調整本部から管内の災害拠点病院に所属する勤務医の搬送スケジュール等に関する報告を受けたときは、その内容を要請元の災害拠点病院へ報告します。
- c 県保健医療調整本部から管内の救護病院に所属する勤務医の搬送スケジュール等に関する報告を受けたときは、その内容を市町村災害対策本部へ報告します。
- d 管内の災害拠点病院又は市町村災害対策本部から勤務医搬送完了の報告を受けたときは、県保健医療調整本部に勤務医搬送の完了を報告します。

(7) 市町村災害対策本部の活動概要

市町村災害対策本部は、大規模災害発生時、以下の手順により勤務医の搬送に係る連絡調整を行います。

ア 平時

登録者リストを把握します。

イ 災害発生時

- a 管内の救護病院から勤務医の搬送要請を受けたときは、管轄する県保健医療調整支部に搬送要請を行います。
- b 県保健医療調整支部から管内の救護病院に所属する勤務医の搬送スケジュール等に関する報告を受けたときは、その内容を要請元の救護病院へ報告します。
- c 管内の救護病院から勤務医搬送完了の報告を受けたときは、管轄する県保健医療調整支部に勤務医搬送の完了を報告します。

(8) 医療機関の活動概要

医療機関は、大規模災害発生時、以下の手順により連絡調整及び勤務医の搬送を行います。

ア 平時

登録者リストを把握します。

イ 災害発生時

- a 自施設の医師の安否及び自力での参集可否を確認します。
- b 自力での参集が困難な医師がいる場合には、県保健医療調整支部（災害拠点病院の場合）若しくは市町村災害対策本部（救護病院の場合）に医師の搬送要請をします。
- c 要請先（県保健医療調整支部又は市町村災害対策本部）から搬送決定の連絡を受けた後、最寄りのヘリポートから自施設からの陸路での移動が必要な場合は、車両等の移動手段を確保し、対象医師を自施設まで搬送します。
- d 対象医師が自施設へ到着後、要請先（県保健医療調整支部又は市町村災害対策本部）に勤務医搬送の完了を報告します。

2 医療支援チーム（救護班）の搬送に係る計画

(1) 要旨

本県は医療資源が県中央部に集中しており、大規模災害発生時は多くの地域で医療従事者が不足することが想定されます。特に南海トラフ地震の場合、地震や津波による道路網の寸断によって孤立地域が多数発生することが想定されるうえ、関東から九州にかけて広範囲に甚大な被害が発生する可能性が高く、県外から必要な数の医療支援チームが迅速に参集できるとは限りません。そのため、発災から県外支援が到着するまでの間、県内の医療資源を活用して医療従事者が不足する地域や孤立地域の医療救護活動を支援する必要があります。

そこで、県は、県医師会と市町村、県で締結している「災害時の医療救護についての協定」（以下、「協定」という。）に基づく医療支援チーム（救護班）の派遣調整及び搬送を実施します。

(2) 対象者

災害時の医療救護活動に求められる知識や技能を習得するための研修を受講した者のうち、本人の同意及び所属機関の承諾が得られた者とします。対象となる研修は以下のとおりとします。

【対象となる研修】

研修名	主催者	主な内容	職種
日本 DMAT 隊員養成研修	厚生労働省	災害医療概論（CSCATTT）、災害時の情報通信・情報収集（EMIS 等）、トリアージ、救護所における診療手順、広域医療搬送	医師・ 歯科医師・ 薬剤師・ 看護師等
高知 DMAT 研修	高知県	災害医療概論（CSCATTT）、災害時の情報通信・情報収集（EMIS 等）、トリアージ、救護所における診療手順	
日本赤十字社高知県支部救護班訓練救護主事研修	日本赤十字社高知県支部	災害医療概論（CSCATTT）、災害時の情報通信・情報収集（EMIS 等）、トリアージ、避難所アセスメント	
日本 JMAT 研修（高知 JMAT 研修）	日本医師会・（県医師会）	災害医療概論（CSCATTT）、災害時の情報通信・情報収集（EMIS 等）、救護所の運営、トリアージ、熱傷・外傷の処置、検視・検案	

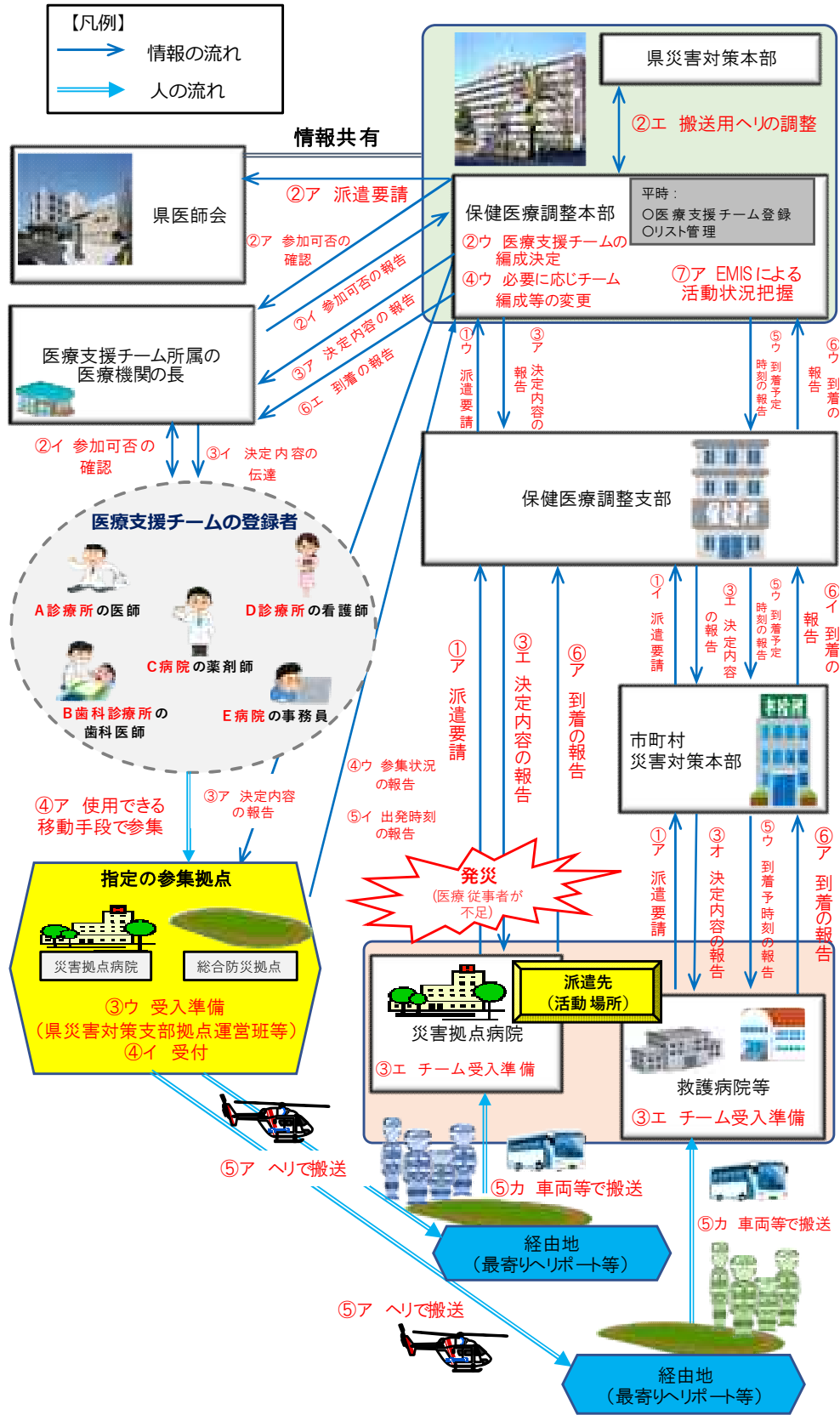
(3) 参集拠点

本計画で使用する参集拠点は次のとおりです。

【使用する参集拠点】

施設名		所在地
広域的な災害拠点病院	高知医療センター	高知市池 2125-1
	高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮
	高知赤十字病院	高知市秦南町一丁目 4 番 63-11 号
災害拠点病院	あき総合病院	安芸市宝永町 3-33
	JA 高知病院	南国市明見字中野 526-1
	近森病院	高知市大川筋 1-1-16
	国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町 1-2-25
	仁淀病院	吾川郡いの町 1369
	土佐市民病院	土佐市高岡町甲 1867
	須崎くろしお病院	須崎市緑町 4-30
	くぼかわ病院	四万十町見付 902-1
	幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈 3-1
総合防災拠点	室戸広域公園	室戸市領家 800
	安芸市総合運動場 (SCU)	安芸市桜ヶ丘町
	高知大学医学部 (SCU)	南国市岡豊町小蓮
	春野総合運動公園	高知市春野町芳原 2485
	四万十緑林公園	四万十町北琴平町 6-1
	宿毛市総合運動公園 (SCU)	宿毛市山奈町芳奈 4024
	土佐清水市総合公園	土佐清水市清水字笹原谷 853-3

【医療支援チーム（救護班）搬送の流れ（往路）】



(4) 医療支援チーム（救護班）の派遣手順

① 派遣要請

- ア 医療機関は、医療従事者が不足する場合には、県保健医療調整支部（災害拠点病院の場合）若しくは市町村災害対策本部（救護病院等の場合）に医療従事者の搬送要請を行います。
- イ 市町村災害対策本部は、管内の救護病院等から医療従事者派遣の要請があり、市町村内で調整が不可能な場合は、管轄する県保健医療調整支部に派遣要請を行います。
- ウ 県保健医療調整支部は、管内の災害拠点病院又は市町村災害対策本部から医療従事者派遣の要請があり、支部内で調整が不可能な場合は、県保健医療調整本部に派遣要請を行います。

② 派遣調整・派遣決定

- ア 県保健医療調整本部は、県保健医療調整支部から医療従事者派遣の要請を受けたときは、県医師会に医療支援チーム（救護班）の派遣を要請します。また、医療支援チーム（救護班）登録者の所属医療機関に参加可否を確認します。
- イ 医療支援チーム（救護班）登録者の所属医療機関は、高知県内で災害救助法が適用される又は適用される可能性が認められる規模の災害（以下、「大規模災害」という。）が発生したときは、アの派遣要請を待たず、登録者の医療支援チーム（救護班）への参加可否を県保健医療調整本部に報告します。
- ウ 県保健医療調整本部は、登録者の事前登録情報や派遣候補地の被災状況等を元に医療支援チーム（救護班）を編成し、派遣先を決定します。
※具体的な編成など派遣に係る実務は県保健医療調整本部が行います。
- エ 県保健医療調整本部は、医療支援チーム（救護班）参加者の参集拠点を決定するとともに、参集拠点から派遣先への移動手段（ヘリコプター等）を県災害対策本部と調整し、往復の搬送スケジュールを決定します。

③ 派遣スケジュールの報告

- ア 県保健医療調整本部は、医療支援チーム（救護班）参加者の所属医療機関、参集拠点担当者及び県保健医療調整支部にチーム編成や参集拠点、集合時刻、派遣先等の派遣決定内容を報告します。

イ 県保健医療調整本部から派遣決定の報告を受けた医療支援チーム（救護班）参加者の所属医療機関は、参加者に対して派遣決定内容を伝達します。

ウ 県保健医療調整本部から派遣決定の報告を受けた参集拠点の担当者（県災害対策支部拠点運営班等）は、参加者の受入れ準備を行います。

エ 県保健医療調整本部から派遣決定の報告を受けた県保健医療調整支部は、要請元（災害拠点病院若しくは市町村災害対策本部）に派遣決定内容を報告するとともに、参加者の受入れ準備を依頼します。

オ 県保健医療調整支部から派遣決定の報告を受けた市町村災害対策本部は、要請元の救護病院等に派遣決定内容を報告するとともに、参加者の受入れ準備を依頼します。

④ 参集拠点への参集

ア 医療支援チーム（救護班）参加者は、自身で使用できる手段を用いて指定の参集拠点へ参集します。

イ 参集拠点へ到着した参加者は、参集拠点で待機している各参集拠点の担当者の受付を済ませます。

ウ 各参集拠点の担当者は、参加者の参集状況を県保健医療調整本部に報告します。また、県保健医療調整本部は、参加者の参集状況を踏まえ、必要があればチーム編成等の変更を行います。

⑤ 派遣先への搬送

ア 参集拠点に参集した参加者は、あらかじめ搬送スケジュールで決められた出発時間にへりに搭乗し、参集拠点を出発します。

イ 参集拠点の担当者は、各医療支援チーム（救護班）の出発時刻を保健医療調整本部に報告します。

ウ 県保健医療調整本部は、各医療支援チーム（救護班）の到着予定時刻を県保健医療調整支部に報告します。

エ 県保健医療調整本部から医療支援チーム（救護班）の到着予定時刻の報告を受け

た県保健医療調整支部は、要請元（災害拠点病院若しくは市町村災害対策本部）に到着予定時刻を報告するとともに、参加者の受入れ準備を依頼します。

オ 県保健医療調整支部から医療支援チーム（救護班）の到着予定時刻の報告を受けた市町村災害対策本部は、要請元の救護病院等に到着予定時刻を報告するとともに、参加者の受入れ準備を依頼します。

カ 派遣先最寄りのヘリポートから派遣先まで陸路での移動が必要な場合には、県保健医療調整支部及び市町村災害対策本部が調整のうえ車両等を確保し、医療支援チーム（救護班）を派遣先の施設まで搬送します。

⑥ 派遣先到着の報告

ア 医療支援チーム（救護班）が派遣先へ到着後、派遣先の施設は、県保健医療調整支部（災害拠点病院の場合）若しくは市町村災害対策本部（救護病院等の場合）に医療支援チーム（救護班）の到着を報告します。

イ 市町村災害対策本部は、管内の救護病院等の派遣先から医療支援チーム（救護班）到着の報告を受けたときは、管轄する県保健医療調整支部に医療支援チーム（救護班）の到着を報告します。

ウ 県保健医療調整支部は、管内の災害拠点病院又は市町村災害対策本部から医療支援チーム（救護班）到着の報告を受けたときは、県保健医療調整本部に医療支援チーム（救護班）の到着を報告します。

エ 県保健医療調整本部は、医療支援チーム（救護班）参加者の所属医療機関に医療支援チーム（救護班）の到着を報告します。また、県保健医療調整本部は、医療支援チーム（救護班）の派遣状況を随時県医師会に報告します。

⑦ 医療支援チーム（救護班）活動状況の把握

ア 県保健医療調整本部は、EMIS の入力内容等により各医療支援チーム（救護班）の活動状況を把握します。

イ 県保健医療調整本部は、活動期間の延長等により帰路の搬送手段・スケジュールの再調整が必要になった場合は、その都度県災害対策本部に調整を依頼します。また、調整結果を該当の医療支援チーム（救護班）、参集拠点の担当者及び要請元（県保健医療調整支部又は市町村災害対策本部）に報告します。

(5) 県保健医療調整本部の活動概要

県保健医療調整本部は、大規模災害発生時、以下の手順により医療支援チーム（救護班）の搬送に係る連絡調整を行います。

ア 平時

- a 県は、平時から制度について周知を図り、医療支援チーム（救護班）への参加について所属医療機関を通じて登録の申請があったときは、所属医療機関を通じて登録者に「登録証」を交付し、所属医療機関には登録した旨を通知します。
- b 県は、医療支援チーム（救護班）登録者をリスト化し情報管理を行うとともに、リスト化した情報を各保健医療調整支部及び県医師会と共有します。
- c 県は、毎年度当初に登録者及び登録者の所属医療機関に対して登録継続の意思と登録内容変更の有無を確認し、必要に応じてリストを更新します。

イ 災害発生時

- a 県保健医療調整本部は、医療従事者の派遣要請があったときは、県外からの医療支援チームの受援状況や活動状況を鑑み、医療支援チーム（救護班）の編成が必要と判断した場合は、県医師会に医療支援チーム（救護班）の要請を行います。
- b 県保健医療調整本部は、登録者の事前登録情報や所属医療機関からの派遣可否に関する回答内容、派遣候補地の被災状況等を元に医療支援チーム（救護班）を編成し、派遣先を決定します。
- c 県保健医療調整本部は、医療支援チーム（救護班）への参加者の参集拠点を決定するとともに、参集拠点から派遣先への移動手段（ヘリ等）を県災害対策本部と調整し、往復の搬送スケジュールを決定します。
- d 県保健医療調整本部は、医療支援チーム（救護班）の参加者の所属医療機関及び参集拠点担当者にチーム編成や参集拠点、集合時刻、派遣先を連絡します。
- e 県保健医療調整本部は、派遣先市町村を所管する県保健医療調整支部に医療支援チーム（救護班）の派遣について連絡するとともに、参加者の受入れ準備を依頼します。
- f 各参集拠点の担当者は、参加者の受付を行い、参集状況を随時県保健医療調整本部に報告します。また、県保健医療調整本部は、参加者の参集状況を踏まえ、必要があればチーム編成等の変更を行います。
- g 県保健医療調整本部は、医療支援チーム（救護班）の活動中はEMISの入力内容等により各チームの活動状況を把握します。
- h 県保健医療調整本部は、活動期間の延長等により帰路の搬送手段・スケジュールの再調整が必要になった場合は、その都度県災害対策本部に調整を依頼します。また、調整結果を該当する医療支援チーム（救護班）、参集拠点担当者及び県保健医療調整支部に報告します。

- i 参集拠点の担当者は、派遣先の施設から帰還したチームの受付を行い、帰還状況を県保健医療調整本部に報告します。県保健医療調整本部は、各チームの帰還状況を参加者の所属医療機関と随時情報共有します。
- j 県保健医療調整本部は、医療支援チーム（救護班）の派遣状況を随時県医師会に報告します。

（6）県保健医療調整支部の活動概要

県保健医療調整支部は、大規模災害発生時、以下の手順により医療支援チーム（救護班）の搬送に係る連絡調整を行います。

ア 平時

制度の周知に努めるとともに、登録者リストを把握します。

イ 災害発生時

- a 県保健医療調整支部は、管内の災害拠点病院又は市町村災害対策本部から医療従事者の派遣の要請があったときは、管内での調整が不可能な場合は県保健医療調整本部へ派遣要請を行います。
- b 県保健医療調整支部は、県保健医療調整本部から医療支援チーム（救護班）の派遣決定の連絡があったときは、参加者の受入れ準備を派遣先の災害拠点病院又は市町村災害対策本部（救護病院等の場合）に依頼します。また、派遣先となる災害拠点病院の最寄りのヘリポートから派遣先までの移動手段が必要な場合は、管内の市町村災害対策本部及び派遣先の災害拠点病院と調整を行います。
- c 医療支援チーム（救護班）を受け入れた県保健医療調整支部は、受け入れたチームの名称（参加者名）、活動場所となる派遣先施設への到着時刻、活動場所を県保健医療調整本部まで報告します。

（7）市町村災害対策本部の活動概要

市町村災害対策本部は、大規模災害発生時、以下の手順により医療支援チーム（救護班）の搬送に係る連絡調整を行います。

ア 平時

登録者リストを把握します。

イ 災害発生時

- a 市町村災害対策本部は、管内の救護病院等から医療従事者の派遣の要請があったときは、市町村内での調整が不可能な場合は、県保健医療調整支部へ派遣要請を行

います。

- b 市町村災害対策本部は、県保健医療調整支部から医療支援チーム（救護班）の派遣決定の連絡があったときは、参加者の受入れ準備を行います。また、派遣先となる救護病院等の最寄りのヘリポートから派遣先までの移動手段が必要な場合は、管轄する県保健医療調整支部及び派遣先の救護病院等と調整を行い、確保します。
- c 医療支援チーム（救護班）を受け入れた市町村災害対策本部は、受け入れたチームの名称（参加者名）、活動場所となる派遣先施設への到着時刻、活動場所を県保健医療調整支部まで報告します。

（８）医療支援チーム（救護班）登録者の所属医療機関の活動概要

リスト登録者の所属医療機関は、大規模災害発生時、以下の手順により医療支援チーム（救護班）の搬送に係る連絡調整を行います。

ア 平時

登録者リストを把握します。

イ 災害発生時

- a 医療支援チーム（救護班）登録者の所属医療機関の長は、大規模災害発生時、自機関の登録者の医療支援チーム（救護班）への参加の可否を県保健医療調整本部に対して報告します。

（９）資機材

派遣先の医療機関にある資機材を活用することを基本としますが、県及び市町村は平時から資機材の確認を行い、必要に応じ整備を検討します。また、災害時には医療支援チーム（救護班）登録者が所属医療機関から可能な範囲で持参します。

【資機材の具体例】

種別	具体例
医療機器	聴診器、はさみ、喉頭鏡、衛生材料 等
	SpO2 モニター、血圧計、非接触型体温計 等
医薬品	輸液、蘇生薬剤、手指消毒液 等
通信機器	トランシーバー
その他活動に必要な資機材	食料、水、生活用品、トリアージタグ、災害診療記録、マスク、手袋 等
服装 (ユニフォーム)	ヘルメット、帽子、ビブス、PE 等

※ただし、医薬品を携行できる医療支援チーム（救護班）は、構成員の中に医師がいる場合に限られます。

(10) 活動に係る費用弁償

ア 県は、医療支援チーム（救護班）の派遣に要した次の費用を弁償します。

- a 医療支援チーム（救護班）の派遣、編成に要する経費
- b 医療支援チーム（救護班）が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- c 医療支援チーム員（救護班員）が医療救護活動において負傷または死亡した場合の扶助金
- d そのほか医療支援チーム（救護班）の派遣に必要な経費

イ アの費用弁償は、次の手順で行います。

①	活動終了後、各医療支援チーム（救護班）の代表者（リーダー）は、速やかに、県医師会に対して活動内容を報告します（※1）。また各隊員（もしくは隊員の所属する医療機関等）は、県医師会に対して活動に要した経費の請求（※2）を行います。 ※1：報告様式は医療救護活動実施細目第2条に定める様式を参考とします。 ※2：請求様式は医療救護活動実施細目第5条に定める様式を参考とします。
②	県医師会は、各医療支援チーム（救護班）の活動終了後速やかに、①の報告に基づき、各医療支援チーム（救護班）の活動内容について、定められた様式により県に報告を行います。（実施細目第2条）
③	県医師会は、医療支援チーム（救護班）の活動が終了した後に、①の請求に基づき、各医療支援チーム（救護班）の活動に要した経費をとりまとめ、定められた様式により県に費用弁償の請求を行います。（実施細目第5条）
④	県は、関係書類を確認のうえ、県医師会に対して医療支援チーム（救護班）の活動に係る費用を弁償します。
⑤	県医師会は、各医療支援チーム（救護班）への参加者（もしくは参加者の所属する医療機関等）に、活動に係る費用を支払います。

(11) 補償

隊員が活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、協定に基づき県が対象者に対して補償します。

加えて、県は参加者の活動中の事故に備え、損害保険に加入します。

※事後に参加を申し出た者に対しては、協定に定めた範囲内での補償を行います。

【賠償責任に対する補償】

対象者には、活動中の医療事故に備え、職能団体の会員等を対象とした賠償責任保険への加入を推奨します。